

第1回府中市障害者計画推進協議会 会議録

■ 日 時： 平成 19 年 6 月 21 日（木） 午後 4 時 00 分～5 時 30 分

■ 場 所： 府中市役所 北庁舎 3 階 第 6 会議室

■ 出席者： （敬称略）

< 委員 >

丸山一郎、下條輝雄、山本博美、野村忠良、石見龍也、美田徹、宮地幸、町田睦子、
雛倉佳代子、山内一也、浅見スジ子、桑田智、河井文、鈴木一成

< 事務局 >

福祉保健部長、福祉保健部次長、地域福祉推進課長、障害者福祉課長、
障害者福祉課長補佐、福祉計画担当主査、志摩主任、大木事務職員、堀事務職員

■ 議 事

- 1 開会・委員依頼
- 2 市長挨拶
- 3 委員自己紹介
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 障害者計画等に係る検討依頼
- 6 議事

- (1) 障害者計画等の改定の趣旨について
- (2) 障害者計画等の改定スケジュールについて
- (3) 次回日程について
- (4) 議事録について
- (5) その他

■ 資 料

- 資料 1 府中市障害者計画推進協議会委員名簿
資料 2 府中市障害者計画推進協議会設置要綱
資料 3 府中市総合計画後期基本計画の素案の概要(6月11日号広報ふちゅう抜粋)
資料 4 府中市総合計画後期基本計画の素案(抜粋)
資料 5 府中市福祉計画について
資料 6 府中市障害者計画及び府中市障害福祉計画について
資料 7 府中市福祉計画検討協議会等について
資料 8 府中市障害者計画等改定スケジュール(案)
資料 9 府中市福祉計画(抜粋)
資料 10 府中市福祉計画(概要版)
資料 11 府中市障害福祉計画
資料 12 府中市障害福祉計画(概要版)
資料 13 府中市障害福祉計画策定のための調査報告書
資料 14 障害者基本法(昭和45年5月21日法律第84号)

1 開会・委員依頼

事務局：本日は、お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。ただ今より、第1回府中市障害者計画推進協議会会議を始めさせていただきます。委員依頼状につきましては、本来は市長から委員の皆様へ直接お渡しすべきものですが、簡略化させていただき、お机の上に置かせていただきました。

2 市長挨拶

(福祉保健部長代読)

このたび、皆様におかれましては、府中市障害者計画推進協議会委員への就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき、また、本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

日頃から、皆様には、市政運営にご理解、ご協力を賜っておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

本市では、障害のある方々が、住み慣れた地域で、安心して自立した生きがいのある生活を送るために、「第5次府中市総合計画」の基本目標の一つである「安心していきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念とした「府中市福祉計画」のもと、障害者福祉施策を進めてまいりました。

また、昨年4月の障害者自立支援法の施行に伴い、「府中市障害福祉計画」を策定し、障害のある方々が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指した新たな制度に対応しているところでございます。

現在、本市では、平成20年度から実施する「第5次府中市総合計画・後期基本計画」の策定を進めておりまして、これを踏まえて、平成21年度から実施する「府中市福祉計画」の改定を目指しております。

皆様におかれましては、障害のある方々が安心していきいきと暮らせるまちづくりのために、「府中市福祉計画」の中の障害者部門の計画である「府中市障害者計画」及び「府中市障害福祉計画」の適正な推進と、平成21年度に向けた改定のために、貴重なご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

皆様方の今後ますますのご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げまして、ご挨拶といたします。

3 委員自己紹介

事務局：それでは、着席順に自己紹介をお願いいたします。なお、本日は、吉澤委員が、ご都合がつかず欠席されています。丸山委員からお願いします。

委員：埼玉県立大学で教員をしております。かつて府中市で障害者計画の委員を、また昨

年度、障害福祉計画の委員を務めさせていただいたご縁で参加しました。

- 委員：府中市身体障害者福祉協会会長をしております。
- 委員：府中市手をつなぐ親の会幹事をしております。
- 委員：府中市精神障害者を守る家族会会長をしております。
- 委員：社会福祉法人あけぼの福祉会、地域生活支援センターあけぼのの所長をしております。
- 委員：地域生活支援センタープラザ所長をしております。
- 委員：公募市民の形で参加させていただきました。仕事としては自立生活センターのひとつC I Lふちゅうの代表を務めております。もうひとつの肩書が社会福祉法人幹福祉会、ケア府中の所長をしております。ふたつの立場からどんな重い障害を持つ人も障害のない人と同じように暮らしていくことができる地域を目指しています。
- 委員：都立多摩療育園園長をしております。医療的な立場から、また、子どもの立場から参加させていただきました。
- 委員：多摩府中保健所保健対策課長をしています。精神障害者はじめ、いろいろな障害をお持ちの方の支援ができればと思っております。
- 委員：東京都立府中朝日養護学校校長です。ご存知のとおり、養護学校は特別支援学校となり、平成20年から名称変更される予定で、現在、通称で養護学校となっております。
- 委員：ハローワーク府中で障害者の職業紹介の業務を担当しております。昨年度の障害福祉計画に引き続き参加させていただきました。
- 委員：府中市第5地区民生委員児童委員協議会の副会長をしております。
- 委員：社会福祉法人府中市社会福祉協議会職員で、府中市立心身障害者福祉センター所長をしております。
- 委員：公募市民です。私の子どもが都立府中養護学校を卒業しました。肢体不自由児・者父母の会の副会長でもあります。

4 会長及び副会長の選出

- 事務局：次に、会長及び副会長の選出をお願いします。会長及び副会長選出にあたっては、要綱に従い、委員の互選となっています。なお、後ほど議事のなかでご説明いたしますが、会長及び副会長は府中市福祉計画検討協議会に委員として参加していただきます。
- 委員：事務局の案がありましたら、ご提示をお願いします。
- 事務局：事務局としては、会長は丸山委員に、副会長は石見委員にお願いしたいと考えております。ご異議がないようですので会長は丸山委員、副会長は石見委員にお願いいたします。
- 会長：先ほども申しましたが、かつての障害者計画、昨年度の障害福祉計画の委員をさせていただきます。障害者計画は市民にとって基本となる計画と思っておりますので、

皆様とともに良い計画を作りたいと思います。よろしくお願ひします。

副 会 長：しっかり責務を果たしていきたいと考えております。障害のある方も、ない方も、
当たり前前に暮らせる地域への思いがあり、議論できればと思います。よろしくお願ひ
します。

5 障害者計画等に係る検討依頼

事 務 局：検討依頼書につきまして、市長を代理し、福祉保健部長から会長にお渡しします。

委員の皆様には、事務局から写しを配布させていただきます。

(検討依頼書を福祉保健部長から会長に手渡す。事務局から委員に写しを配布する。)

6 議事

事 務 局：それでは、議事に入ります。ここからは、議事進行を丸山会長にお願いいたします。

(1) 障害者計画等の改定の趣旨について

会 長：本日は傍聴を希望されている方がいらっしゃいますが、よろしいですか。

(委員了承、傍聴者の入場)

会 長：これから、約2年間のお付き合いとなります。良い計画を策定するためには、委員
の忌憚のない議論が重要です。積極的なご発言をお願いいたします。まずは、議事
1につきまして、事務局からの説明をお願いします。

(事務局から、資料3、4、5、6、7について説明)

会 長：前半は全体計画である福祉計画との関係、後半では我々が協議する計画に関する説
明でした。ご質問等ございますか。ないようでしたら、まず私から質問させていただきます。
府中市福祉計画の改定も行われますが、我々はこの全体計画である福祉
計画にも意見を言えるということですか。

事 務 局：福祉計画は21年度から6カ年計画を策定するもので、そこにご意見をお示しいただ
くことができます。

会 長：ただし、全体計画である福祉計画の実施に沿ったものとしての障害者計画・障害福
祉計画でなければならないわけですね。

事 務 局：位置づけとしましては、ご指摘のように全体計画の中の実施計画となりますが、そ
の過程で出ましたご意見については、丸山会長、石見副会長が福祉計画検討協議会
に持ち上げていただき、その検討内容を本協議会に持ち帰っていただく形となりま
す。

会 長：全体計画と、我々の障害者計画との関係について伺いました。それでは、障害者計

画と障害福祉計画の2つの計画を検討するということに関しましてはいかがでしょうか。2つの計画を同時に検討するのですか。順に検討するのですか。

事務局：議事2でご説明させていただく予定でしたが、計画の具体的な内容については来年度ご検討いただくこととなりますが、2つの計画を同時に検討するか、順に検討するかという、進め方につきましては委員の皆様で決めていただければと考えています。

会長：障害者計画と障害福祉計画、2つの計画についていかがでしょうか。

委員：全体計画である福祉計画と資料7の最上位にある府中市総合計画とは、別のものですか。

事務局：資料4の4頁をご覧ください。こちらに総合計画と個別分野計画の関係が記されていますが、ご質問の回答としては、別の計画になります。

会長：資料4の4頁では、福祉計画は健康・福祉分野の個別計画ということですが、内容的にはそれぞれの基本目標のすべてに関わっていますね。まさに総合計画という感じがしますが。

事務局：総合計画は市政の全分野にわたっていますので、それぞれの分野で記されている内容は現状と課題、方針を含め限定的で、例えば障害者施策についてはわずか4頁に記されているだけです。それで、個々の細かいところは個別計画を策定し、そのなかで決めていくということです。

会長：非常に重要なポイントです。障害者計画は、福祉の計画ではないと考えています。障害者計画では、障害を持った人の社会への参画や権利の問題など総合計画の中で取り上げられるべき問題も検討します。本来は総合計画の中で取り上げられるべきだと思いますが、たぶん、取り上げられていないでしょう。この点についてはいかがですか。先ほどのお話では、福祉計画には意見できそうだけれども、総合計画に対してはそのようなチャンスはないようです。

事務局：総合計画についての意見ということでは、現在実施されているパブリックコメントの募集ということになります。

会長：パブリックコメントはいつまでですか。

事務局：7月10日までです。

会長：総合計画にも関わる議論になるとしますので、総合計画へのルートがあればと思います。伺いました。その他にありませんか。

(2) 障害者計画等の改定スケジュールについて

会長：それでは、議事2について事務局からの説明をお願いします。

(事務局から、資料8について説明)

委員：アンケート調査項目、実施要領についてはどのように考えていますか。

- 会 長：次回の議題になると思いますが、現段階で考えていることを、事前にご説明いただき、各委員から意見が出てくるようにしたいと思いますが。
- 事 務 局：次回、アンケートに関する資料類は事前に皆様のお手元にお送りします。昨年度に実施した調査も踏まえながら、また、調査対象等についてもご議論いただく予定です。
- 会 長：委員から意見をいただけるような事前の資料が重要だと思います。時系列で見ていく観点、新たな意識を問うという側面、さらに当事者のニーズなど、いろいろなことがあると思います。
- 委 員：昨年の障害福祉計画の検討を傍聴させていただきましたが、資料提供が直前になるという状況を見てきました。事務局もお忙しいとは思いますが、協議会の最低何週間前までに送るということは決められませんか。
- 事 務 局：なるべく早くお送りしたいと考えていますが、全体的なスケジュールについても未定な部分があるなかで、最低何週間前にお送りするとお約束することは困難です。ただ、最大限の努力でできるだけ早くにお送りするようにいたします。
- 委 員：完全でなくとも、途中の段階でも良いのでお送りいただけるということはありませんか。
- 事 務 局：昨年度も議論になりましたが、どの程度の「途中の段階」でお送りするかという問題もあります。確かにもう少しで資料が集まるという状況も多く、遅れてしまったという事情もあります。「途中の段階」でお送りして、協議会の当日に差し替えるということも好ましくないので、最大限の努力でできるだけ早くにお送りするようにいたします。
- 会 長：事務局、よろしくお願いします。委員と事務局のコミュニケーションは非常に重要ですので、気がついたことはお知らせ願いたいと思います。
- 委 員：先ほどの総合計画に関することですが、資料4の20頁を見ますと重点プロジェクトとして「子育て支援」と「高齢者の生きがい」はありますが、「障害者」が出てきません。この協議会の検討が総合計画に反映されれば良いという感想を持ちました。
- 会 長：大変重要なお指摘です。先ほどのお話ではこの協議会から総合計画に行くルートはないわけですね。いかがでしょう。私からの提案ですが、パブリックコメントを出すべきではないでしょうか。
- 事 務 局：パブリックコメントにご意見をお出しいただくことについては、何も問題はありませんが、資料3にありますとおり、平成18年5月から府中市総合計画審議会で議論、検討されていることですので、お出しいただいたご意見がどの程度反映されるかについては、担当も異なりますのでわかりかねます。
- 会 長：遅いことは遅いのですが、パブリックコメントは残されたチャンスですのでご意見をお出しいただくのは意義のあることだと思います。
- 委 員：私は実際にパブリックコメントを書きましたが、その内容は資料4の52頁、施策20 障害者の地域生活支援の(4)施策の方向性①施策の展開の3行目「日常生活や社

会生活が困難で、障害のある人や施設への入所を希望する障害のある人への支援体制を強化します」とありますが、私の認識では施設入所は地域生活だとは思っていないわけです。これを「地域生活支援」の項目の中に書くべきではないという意見を出しましたが、こういったことも検討されないのでしょうか。

事務局：いただいたパブリックコメントに関しましては総合計画審議会の中で検討し、すべての意見に対して文書で回答することとなっています。

会長：パブリックコメントの扱いについては、事務局の回答のとおりですが、いま、ご指摘いただいたことは非常に重要な問題です。本協議会でも議論になると思われるポイントです。他にありませんか。

副会長：資料8のスケジュールを見ますと、本日、本協議会があり、次に、7月12日に福祉計画検討協議会がある。以降も交互に開催される予定となっていますが、いずれも本協議会での検討を福祉計画検討協議会に持ち上げ、そこでの検討を本協議会に持ち帰る、という流れで認識してよろしいですね。

事務局：ご指摘のとおりです。

委員：質問ですが、福祉計画のスケジュールにあるアンケートというのは、子育て支援とか、まちづくりなどすべてを網羅したアンケートと考えてよろしいですか。

事務局：資料7の4つの個別分野それぞれにアンケート調査を実施しますので、ひとつの調査票に子育て支援があって、障害者施策があってということではありません。それぞれの分野で対象者を分けて実施します。

委員：お答えはわかりました。ただ、障害者も高齢化している、あるいは就学前の時期であれば子育て支援策にも関わるなどということもありますので、あまりにも縦割りでアンケートをしても全体のつながりという点で希薄になり、福祉計画の中で整合できないことにもなります。分野間の整合も考えた上での項目の検討が必要だと思います。

事務局：ご指摘いただいた点が、各分野計画の会長、副会長が委員を構成する福祉計画検討協議会のポイントになります。

会長：先ほど、総合計画の重点プロジェクトに障害者が上げられていないというご指摘とともに、いまの委員からのご指摘を7月12日の福祉計画検討協議会に持って行こうと思います。

(3) 次回日程について

会長：次回日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料8で8月上旬とありますが、できれば8月2日（木）あるいは9日（木）でいかがでしょうか。

会長：ご都合はいかがですか。一部、ご都合が悪い方もおいでになるようですが、8月2日でお願いいたします。その他に何かございませんか。私からひとつお知らせしま

す。資料 14 として障害者基本法を事務局にご用意いただきました。皆さんご承知で、改めてご説明ということはいたしません、この法律では広くすべての分野について定めています。この法律に基づいて策定する障害者計画はすべての分野における計画になるわけです。特に障害者政策の根本となる第 3 条の基本理念は改めてお読みいただきたいと思いご用意いただきました。この理念が具体化された計画はどこかの市町村を見てもありません。府中市こそがこれを実現したいと思います。

(4) 議事録について

会 長：議事 4 について事務局からの説明をお願いします。

事 務 局：議事録は発言の要点をまとめたものとして考えております。また、公開までの流れとして、まず、議事録（案）を作成し、これを委員の皆様へ送付しご確認いただきます。修正点等をご指摘いただき、その旨を修正した後に、次回の協議会でご承認いただき、市政情報公開室、中央図書館及び市のホームページに掲載する形となります。

会 長：よろしいでしょうか。発言者の名前は残りませんが、発言主旨は残ります。

(5) その他

会 長：他にございませんか。それではこれで第 1 回障害者計画推進協議会を終了いたします。

以上